

2019年1月31日

## 司法試験制度の見直しに関する声明

国際法学会 代表理事 浅田正彦

現在、法科大学院の教育の仕組み、司法試験のあり方、および両者の関係等について見直しが議論されているものと認識しております。国際法学会としては、昨今の日本に直接関係する国際関係法関連の事案等の発生に鑑みても、法曹界に進もうとする者の多くが国際関係法の素養と専門的知識を身につけていることが極めて重要であると考えています。

そのためには、法科大学院における国際関係法教育の充実こそが必要なのであって、司法試験科目から国際関係法を含む選択科目を全体として廃止し、または選択科目から国際関係法を含む一部科目を削除するといった制度の変革は認めがたいものと考えます。

国際関係法に限らず、司法試験における選択科目制度は、法曹における人材の多様性の創出に寄与してきました。今般検討されているとされる制度改革の下で、選択科目の廃止ないし削減が実施されるならば、法科大学院教育だけでなく学部教育を含めて法曹養成の機能低下を招きかねないとの懸念があります。

司法試験制度の見直しに当たっては、上記の諸点に十分な配慮がなされることを望みます。

\* 理事会を開催する時間的余裕がなかったため理事会名義ではないが、本声明の発出については、理事のほぼ全員から賛同を得ただけでなく、消極的な意見は皆無であった。